

最近の判例から

排水枝管が共用部分にあたるとされた事例

(東京高判 平九・五・一五 判時一六一六一七〇) 大野 正和

マンションの特定の区分所有者の専用に供される排水管の枝管が、その階下の区分所有建物の天井裏に設置されている場合に、排水管の機能、管理及び建物全体の排水との関連などを総合判断して、共用部分にあたるとされた事例(東京高裁 平成九年五月一五日判決 控訴棄却 判例時報一六一六号七〇頁)。

一 事案の概要

平成六年一二月二三日、本件マンションの六〇七号室(Y₁居住)の天井裏を通っている排水管からの漏水が原因で、六〇七号室が水漏れとなり、Y₁が被害を受けた。

同排水管は、七〇七号室(X居住)の排水全部と七〇八号室(X居住)の排水全部を本管で、Xが、同排水管の応急修理を業者に依頼し、修理費用二二万七、二〇〇円を支払った。しかし、Xは、同排水管は、本件マンション

区分所有者全員の共用部分であるとして、

- (1) Y₁及びY₂管理組合に対し、その確認を、②Y₁に対し、損害賠償義務のないことの確認を、
- (3) Y₂に対し、立替金の返還を求めた。

二 原審の判断

一審判決(東京地裁 平成八年一一月二六日判決 判例タイムズ九五四号一五一頁)は、次のような判断を下した。

- (1) 本件排水管の設置されている空間は、構造上の独立性はあるが、利用上の独立性があるとはいえない。区分所有の対象となる専有部分と認めるることはできず、また、本件排水管は、本件建物の雑排水を集め、公共下水管に流すという共同性を有し、その管理は共同で行うべきものであり、本件建物全体への附属性というべきであるから、本件排水管は共用部分と解するのが相当で

三 控訴審の判断

控訴審判決は、次のような判断を下した。

- (1) 本件排水枝管が専有部分に属するか否かについては、本件排水管が設置された場所、機能、管理方法、建物全体の排水との関連を総合的に考慮する必要があり、
- (2) ①本件排水管の機能は、七〇七号室の排水全部と七〇八号室の排水の一部を排水本管に流すものであるが、②設置場所は、六〇七号室の専有部分に属し、③その管理を行なうためには、六〇七号室に立ち入らなければならず、④建物全体の排水との関連では、排水本管との一体的な管理が必要である、
- (3) 本件のように、排水管の枝管であつて、特定の区分所有者の専用に供されるものでも、その者の専有部分にないものは、法定

あり、

- (2) 本件排水管が共用部分である以上、XはY₁に對して損害賠償義務を負うものではなく、Xが支出した本件費用立替払い分一二万七二〇〇円はY₂が負担するのが相当であるとして、
- (4) Xの請求をすべて認容した。これに対し、Y₂が控訴した。

の共用部分に属するのが相当であり、

- (4) XのYらに対する請求を認容した原判決は相当で、本件提訴は理由がないとして、本件控訴を棄却した。

四 まとめ

一審判決は、本件排水管は共用部分に設置されているから共用部分に当たるとしたが、控訴審判決は、本件排水管の設置は階下専有部分であるとした上で、総合判断の結果、共用部分に当たるとした。

詳細な論理の展開は、説得力のあるものであり、今後の参考となろう。

